

行管第 1 6 1 0 号

令和 4 年 8 月 1 7 日

山梨県個人情報保護審議会

会長 松本 成輔 殿

山梨県知事 長 崎 幸太郎



個人情報の保護に関する施策その他重要事項について（諮問）

山梨県個人情報保護条例第 5 2 条第 1 項第 3 号の規定により、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

新たに制定される山梨県個人情報保護法施行条例（仮称）の方向性の妥当性について

2 理由

令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されるため、これに対応するための新たな条例を策定する必要が生じております。

このような中、本県においては、改正個人情報保護法に基づく新たな個人情報保護体制を円滑に運営するため必要な事項を定める山梨県個人情報保護法施行条例（仮称）の方向性を別添のとおり取りまとめたところですが、本条例の内容が本県の個人情報保護体制として妥当であるか、貴審議会の御意見を賜りたく、諮問します。

諮問する新条例の方向性（概要）

1 条例で規定しなければならない事項

- (1) 開示等請求における手数料（法第89条第2項）
 - ・ 役務に係る費用は徴収せず、開示に要した実費のみ徴収する。
- (2) 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）
 - ・ 政令で定める額と同じ額を徴収する。

2 条例で規定することが許容されている事項

- (1) 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
 - ・ 条例要配慮個人情報の内容は規定しない。
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
 - ・ 現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止し、これに代わりに個人情報ファイル簿の作成・公表の範囲を広げる。
- (3) 開示等における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
 - ・ 本県独自の不開示情報は、追加しない。
- (4) 開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）
 - ・ 開示処理期限を30日から15日に短縮する。
 - ・ 現行の審査請求の審議調査手続を踏襲する。
- (5) 審査会への諮問（法第105条第3項）
 - ・ 審査請求の諮問先を山梨県個人情報保護審議会とする。
 - ・ 審議会の組織及び権限は、現行の山梨県個人情報保護審議会を踏襲する。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときの審議会等への諮問（法第129条）
 - ・ 法第105条3条で定める審査会として、山梨県個人情報保護審議会を位置づける。

3 その他の改正法の趣旨に反しない事項

- (1) 法及び条例の施行状況の公表
 - ・ 年に1回、開示請求の法及び条例の施行状況を公表する。
- (2) 本人情報の提供
 - ・ 簡易開示請求に代わる本人情報の提供制度を新たに規定する。
- (3) 罰則
 - ・ 審議会委員の秘密保持違反の罰則を引き続き設ける。